

1 開放施設（施設名：使用可能な種目）

- グラウンド：野球（軟式・硬式）、ソフトボール、サッカー
- テニスコート：硬式テニス、ソフトテニス
- 体育館：バドミントン、バレーボール、バスケットボール

2 開放日時

別紙「令和8年度都立成瀬高等学校施設開放日程一覧」のとおり

※学校行事等の都合により、開放を中止する場合がありますので、御了承ください。

3 費用負担

施設使用料はかかりませんが、以下の施設使用については、以下の光熱水費を御負担いただきます。

- 体育館（別紙「都立学校開放事業における利用者の負担のお知らせ」参照）
 - ・照明器具の電気料金
 - ・空調設備の電気料金（7～9月及び12～3月）

4 使用者

次の(1)から(5)の要件を満たし、本校の「都立学校開放事業運営委員会」が施設使用者として登録した団体です。なお、個人による使用はできません。

- (1) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
- (2) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (3) アマチュア活動を目的としている団体
- (4) 営利を目的としない団体
- (5) 運営が計画的・組織的かつ民主的に行われており、定期的に活動を行っている団体

5 施設使用に関するきまりについて

施設を使用する方は、別紙「東京都立成瀬高等学校 開放施設使用に関する決まり」を遵守していただきますので、これらを御了承のうえ、団体登録をお願いいたします。

6 団体登録の手続き

以下の申請書類を、受付期間内に①～③の方法で本校経営企画室へ御提出ください。

①窓口持参

②郵送（個人情報を含むため、できるだけ追跡可能な特定記録郵便等でお送りください。）

③電子申請（LoGo フォーム（右の QR コード）より申請できます。）

<https://logoform.jp/form/tmgform/shisetsu/0740724>



(1) 申請書類

ア 都立学校施設使用団体登録申請書〔施開様式 2〕

イ 登録団体構成表〔施開様式 3〕

(2) 受付期間

令和 8 年 3 月 2 日 (月) から令和 8 年 3 月 19 日 (木) まで（郵送の場合は当日消印有効）

窓口受付時間 9 時から 16 時 30 分まで（土曜日・日曜日を除く）

【郵送の場合の提出先】

〒194-0044 東京都町田市成瀬 7 丁目 4 番 1 号

東京都立成瀬高等学校 経営企画室 施設開放事業担当者 宛て